

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門

第6回規制支援審議会 議事要旨

日時：平成31年2月7日（木）13時30分～15時30分

場所：航空会館 901会議室

出席者（敬称略、順不同）：

委員：田尾委員長、青木委員、小田委員、成合委員、藤田委員、山田委員

オブザーバ：萩沼、深井（原子力規制庁）

原子力機構：三浦、中村、鬼沢、田中、丸山、外川、西山、北澤

大井川、飯田

議事次第：

1. 安全研究・防災支援部門の活動概況
2. 前回答申への対応状況
3. 規制支援に係る受託研究、共同研究、委託研究の実施状況
4. センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況

配布資料リスト：

- 規審6-0 : 議事次第（案）
規審6-1 : 規制支援審議会委員名簿
規審6-2 : 第5回規制支援審議会議事要旨
規審6-3 : 安全研究・防災支援部門の活動概況
規審6-4 : 規制支援審議会の答申への対応について
規審6-5 : 安全研究・防災支援部門の人員、予算の状況
規審6-6 : 規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況
規審6-7 : センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況について
規審参6-1 : 「部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）
規審参6-2 : 規制支援審議会の設置について（25（達）第39号）

議事 :

1. 安全研究・防災支援部門の活動概況

原子力機構から規審 6－3に基づき、安全研究・防災支援部門の活動概況について説明を行った。

委員から、原子力規制庁に対する支援の進化状況について質問があった。原子力機構から、同庁からの受託による研究件数が年々増加していること及び平成 31 年度からは同庁の研究員を原子力機構に受け入れ、共に研究を行うことにより人材育成にも貢献するなど、更なる連携強化を進めている旨を回答した。

2. 前回答申への対応状況

原子力機構から規審 6－4 及び規審 6－5に基づき、第 5 回規制支援審議会による答申への対応について概要説明を行った。

人員の確保について、委員から、原子力機構全体の人員数が減少傾向にある中、安全研究・防災支援部門の職員数が増加傾向にあることについて、その理由及び人員構成について質問があった。原子力機構から、機構全体としては現在の人員数を維持している状況である一方、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、シビアアクシデント研究等を強化するため安全研究センターには一定の新人採用枠が与えられ人員を増やしていること、また安全研究・防災支援部門全体としての人員構成については、部門を本務とする定年制職員 106 名に加え、他部門からの兼務により所属する定年制職員が約 50 名、博士研究員・任期付研究員が約 10 名、その他出向・労働者派遣による研究員が 100 名程度であり、合計として約 250 名である旨回答した。

また、委員から原子力機構における若手研究者の採用状況について質問があった。原子力機構から、現在はまず施設の維持管理に必要な技術者の確保を優先しつつ、研究者については博士研究員から定年制職員に採用する制度も含めての採用活動を進め、人材確保に努めている旨回答した。

予算の確保について、委員から、安全研究・防災支援部門の予算額が年度によって大きく異なる理由について質問があった。原子力機構から、予算の増減は機構内での新たな施設の設置や高経年化施設への対応等、その年度毎の状況に応じて配分している旨を回答した。

原子力規制庁から、原子力機構の裁量下における安全研究・防災支援部門への予算配算の考え方について、今回の提示内容では未だ十分ではないとの意見が示された。原子力機構から、機構全体の運営交付金一般会計予算のうち約 9 割は人件費や施設維持費といった固定費として確保し、更に施設の廃止措置を計画的に進めるための費用を確保する必要があり、研究費として各研究センターに配算できる額は限定的である中、安全研究センターの予算額については最大限配慮したものである旨説明した。

これに対し、委員から、配算の考え方の説明としては未だ足りず、当審議会として規制支援活動が適切に行われているか審議するにあたっては、原子力機構における予算配算の方

針等に關し、各年度における原子力機構全体ならびに安全研究・防災支援部門における優先事項についてより具体的に説明されることが望ましい旨意見があつた。

3. 規制支援に係る受託研究、共同研究、委託研究の実施状況

原子力機構から規審6-6及び規審6-6別添、6-6別表に基づき、規制支援に係る受託研究、共同研究及び委託研究の実施状況について説明を行つた。

委員から、原子力事業者等への再委託についてその従事者だけなく、再委託先機関として利益相反の問題を生じさせないための施策について質問があつた。原子力機構から、再委託契約の締結にあたり、再委託先において利益相反の問題を生じさせないことを契約書に明記している旨回答した。

また委員から、自己点検のプロセスについても説明があると望ましい旨意見があり、次回以降反映することとした。実施状況については、特段の指摘は無かった。

4. センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況

原子力機構から規審6-7に基づき、センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況についての説明が行われた。また、部門長が他部門と兼務する形態の脆弱さについて、改善策は引き続き検討する旨の説明があつた。

決裁状況については、特段の指摘は無かった。

5. その他

事務局において、本日の議事要旨、答申書の素案をまとめ、後日委員にご確認いただくこととなつた。

以上